



ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山 千弘
編集人 今井 啓次

第279号 2013年7月10日

「連帯・共同でつくる安心・共生の福祉社会の実現に向けて！」

県労福協第54回定時社員総会開催

県労福協は、6月18日長野市メルパルク長野において第54回（法人格取得第3回）定時社員総会を開催しました。

総会には、代議員・特別代議員59名をはじめ、来賓・役員併せて96名が出席しました



第54回定時社員総会の様子

総会は、関副理事長の開会挨拶の後、議長に連合長野の高橋昭二（情報労連長野県協議会）代議員を選出し、議事が進められました。冒頭、中山理事長が「県労福協は一般社団法人として

3年目を迎えることとなる。活動の原点は、地域に福祉のネットワークを張り巡らすことで、勤労者として生活者として1人ひとりが、職場・地域・各種NPO、そして市民団体などと繋がりながら支え合い・助け合う温もりのある社会を作っていくことである。そのためにも労福協は『福祉はひとつ』を合言葉に、絆づくりやネットワーク構築のサポート役として、『生活あんしんネットワーク7つの事業』を中心に、地域に根ざした活動を展開してきた。そこで2013年度は昨年引続き、労福協活動の中心である、各地区活動の強化充実を図ることと外部活動の再構築を2つの柱として事業展開を行っていききたいとの挨拶を行いました。



県労協理事会を代表して挨拶をする中山理事長

また来賓として、長野県知事阿部守一氏、長野労働局長高森洋志氏からご挨拶をいただきました。議事は、兼丸常務理事より2012年度活動報告・決算報告が、征矢主任監事より監査報告がなされ、いづれも報告どおり承認されました。続いて、今井専務理事より2013年度活動方針（案）・予算（案）、兼丸常務理事より役員報酬額の決定について提案されました。活動方針では、その柱として①勤労者と地域の暮らしにかかわるサポート事業及び啓蒙教育活動の推進、②社会的包摂をめざして、格差・貧困社会の是正とセーフティネットの強化、③労働団体と福祉事業団体及び市民団体等との連携の強化、④社会的連帯を深める、政策・制度実現に向けた取組みの実施などについて確認し、予算・役員報酬額の決定とともに満場一致で承認されました。

最後に、奥原副理事長の閉会の挨拶で終了しました。

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会 2013年度 役員名簿

2013年6月18日現在

役職名	氏名	選出団体
理事長	中山 千弘	連合長野
副理事長	奥原 一由	労働金庫
同	関 政人	全労
専務理事	今井 啓次	連合長野
常務理事	兼丸 良一	労働金庫
理事	師玉 憲治郎	連合長野
同	根橋 美津人	連合長野
同	三村 光正	連合長野
同	喜多 英之	県労組
同	菅田 敏夫	県労
同	市川 育雄	労働金庫
同	風間 広康	全労
同	小松 由人	生協
同	池内 徳男	住宅生協
同	三井 正二	県勤労協
同	大井 友夫	県高年齢退職者連合
同	佐藤 豊	員外：県暮らしサポートセンター
同	岩崎 直一	員外：東信ブロック
同	上原 昭彦	員外：北信ブロック
同	大久保 秀樹	員外：中信ブロック
同	原 泰彦	員外：南信ブロック
主任監事	征矢 寿雄	労働金庫
監事	益田 誠司	全労
監事	上田 均	生協

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済生協連・住宅生協・県勤労協・県高年齢退職者連合

働く人すべての福祉向上を目指して!

長野県暮らしサポートセンターが

第6回総会を開催

長野県暮らしサポートセンターは5月21日(火)長野市の、ろうきんビルにおいて第6回総会を開催しました。総会には役員・代議員合わせて49名が参加し、2012年度の報告と2013年度の活動方針を承認・決定しました。

また、県全体の役員及び各地区役員の再任が承認されました。



挨拶をする佐藤豊会長

2013年度の主な取り組み

(1) 会員拡大

長野県勤労者互助会・共済会連絡協議会との連携により県下各地で団体加入運動



来賓挨拶をいただいた
長野県労働雇用課企画幹の
渡島茂夫様

を展開し10万人の会員を目指す。

(2) 地区の独自活動

過去2年間地区活動の一環としてインターネット・セミナーを展開してきました。受講者からは大好評で継続を望む声が多くあります。こうした経過を踏まえ、2013年度はインターネット・セミナーを中心に据えながらも、各地区の独自性を尊重した取り組みを行うことになりました。



総会に参加した代議員の皆様

「協同組合と労働組合の連携で共助の輪を拡げよう」

～2013年度中央労福協全国研究集会開催(in高知)～

中央労福協主催の全国研究集会が6月6日(木)、7日(金)の日程で高知市において「協同組合と労働組合の連携で共助の輪を拡げよう」と題して開催されました。

冒頭、中央労福協を代表して山本幸司副会長より「依然として日本社会は格差の増大が進んでいる。円相場、株価の乱高下を毎日報道するマスコミの姿勢も問題がある。いまこそ労働組合と、協同組合、それをささえる政治勢力が連携してはじめて成果をなしえる」とあいさつがありました。引き続き高知県労福協、間嶋祐一会長、高知県副知事、岩城孝章氏からそれぞれ歓迎のあいさつを受けました。一日目は日本の労働組合運動、生活協同組合運動の源である「賀川豊彦氏の理念から学ぶ」と題して鳴門市賀川豊彦記念館館長、田辺健二氏の講演と、ICA(国際協同組合同盟)の2020年チャレンジ日生協の展望と第11回日本生活協同組合連合会、執行役員、青竹豊氏の特別講演を受けました。

二日目は、ライフサポートセンター友の会運営紹介として、静岡県労働者福祉協議会事務局長の八木衛氏の特別報告がありました。

そして、研究集会のメイン「協同組合・労働組合の具体的な連携に向けて」と題してパネル

ディスカッションがおこなわれました。パネラーは連合副事務局長・木村裕士、労金協会副理事長・田中秀和、全労済常務執行役員・阿久津正行、日生協執行役員・青田豊、労協連専務理事・古村伸宏、全労金執行委員長・石田輝正の各氏です。

2012国際協同組合年を契機に共助組織を再認識し知名度を高め、役割の発揮。労福協2020ビジョンの具体化と位置付ける。協同組合組織、労働組合をめぐる大きな環境・構造変化。すなわち労働組合の組織率の低下・非正規労働者の増大。超高齢化社会、労働人口の減少。貧困・格差の拡大。協同組合、労働組合も相互扶助の基盤が縮小しているのではないか。などの視点を狙いとして、各団体の現状認識、各団体はどのように取り組むか、労働組合、他の協同組合に対する期待、要望などが討論の柱でありました。



全国研究集会の様子

第64回労金通常総会

また、昨年の総会では活動のキーポイントを「原点回帰」としたが、さらに労働金庫と会員が心を合わせ、労働金庫の存在意義を再度確認し合い、お互いの立場で役割を発揮する時である。それこそが会員制の強みであり「原点回帰」であるとの挨拶がありました。

「ホテル プエナヒスタ」(松本市)において、第64回通常総会を開催しました。総会には役員、来賓、オブザーバーを合わせて185名が出席しました。議事に先立ち、長野県労働金庫を代表して奥原理事長より挨拶があり、日頃から労働運動にご理解とご協力をいただいていることに対する感謝の意と、これからも勤労者のための福祉金融機関として、より一層健全で信頼される運営をしていかなければならないという決意表明がありました。



通常総会にて挨拶する奥原理事長

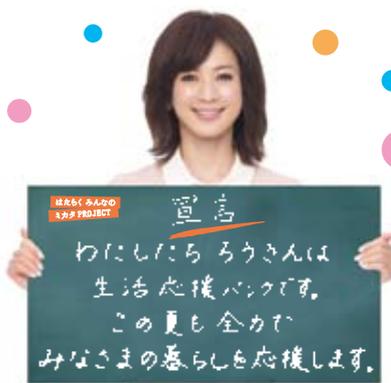


労金第64回通常総会の様子

続いて来賓を代表して長野県商工労働部労働雇用課長・濱村圭一様、長野県労働者福祉協議会理事長・中山千弘様からご祝辞をいただきました。議案は第1号議案から第5号議案までが審議され、質疑応答の後、すべての議案が承認されました。今年度は理事の改選期にあたり有賀栄治氏(IHIEエアロマニューフアクチャリング労働組合)、北原正喜氏(長野県職員労働組合)、小林直樹氏(JAM多摩川精機労働組合)、豊田秀明氏(安曇野市職員労働組合)、濱文智氏(アルピコ労働組合諏訪バス支部)が新たに選任されました。総会の最後は、奥原理事長の万歳三唱で閉会となりました。

ろうきん 2013 夏季キャンペーン

期間 2013.6/30 → 8/30 金



(ろうきん)イメージモデル:高垣麗子

応援その1

期間限定の特別金利で、みなさまの暮らしを応援します!

特別金利定期預金

預入期間	年	0.15%	税引後
1年	年	0.15%	年 0.119%
3年	年	0.20%	年 0.159%
5年	年	0.25%	年 0.199%

対象	キャンペーン期間中に新規でお預け入れの個人の方
預入金額	5万円以上
預入期間	1年・3年・5年
対象預金	スーパー定期預金・スーパー定期預金300・自由金利定期預金

※他の金利優遇制度との併用はできません。※インターネットバンキングからのお預け入れは対象となりますが、ATMでのお預け入れは対象外とさせていただきます。※対象預金は新規お預け入れとし、当金庫にお預け入れいただいている定期性預金からの書替または振替は対象外とさせていただきます。※特別金利は初回満期日までのお預け入れ期間に限らせていただきます。満期日以降の利息は、書替継続をした日における店頭表示金利を適用させていただきます。※中途解約の場合は、当金庫が定める約定期間に応じた中途解約利率を適用いたします。※店頭にて説明書をご用意しております。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%の税金がかかります。(国税15.315%、地方税5%) また税引後利率は小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しています。

応援その2 低金利な各種ローン

ろうきんならではの安心なローンでみなさまの暮らしを応援します!

応援その3 “相談しやすい”ろうきん

ローン相談会や各種セミナーなどでみなさまの暮らしを応援します!

詳しくはお近くの(長野ろうきん)にお問い合わせください。

長野ろうきん

検索

2013年6月27日現在

長野県生活協同組合連合会の 第62回 通常総会開催

長野県生活協同組合連合会(略:県生協連)は、6月4日(火)14時より長野市のメルパルクNAGANOにて第62回通常総会を開催しました。

冒頭、藤沢薫副会長理事が開会の挨拶を行い、議長にセイコーエプソン生協の内田彰克代議員が選出されました。

続いて、熊崎達也副会長理事が上田均会長理事の主催者挨拶を代読し、御来賓として御出席をいただきました長野県企画部消費生活室 逢沢正文室長様、長野県農業協同組合中央会・各連合会 芳坂榮一副会長様、長野県消費者団体連絡協議会 鶴飼照喜会長様、長野県労働者福祉協議会 中山千弘理事長様、長野県労働金庫 奥原一由理事長様、長野県虹の会(信越明星株式会社代表取締役社長) 大谷昌史代表世話人様、日本生協連中央地連 山内寛事務局長様を紹介し、逢沢室長様、芳坂副会長様、鶴飼会長様、中山理事長様の4名に御挨拶をいただきました。

続いて、資格審査報告が行われ、代議員定数27名に対し実出席22名、書面出席5名により総会の成立が報告され、議案審議を行いました。

第1号議案から第4号議案を小松由人専務代行が提案し、桜木竜也監事より監査報告が行われました。

第1号議案 「2012年度のまとめ、決算書及び剰余金処分承認の件」

第2号議案 「2013年度活動方針及び予算決定の件」

第3号議案 「役員補充選任の件」

第4号議案 「議案決議効力発生」の件」

採決では、すべての議案が賛成多数により可決承認されました。

また、第1号議案「2012年度のまとめ」を深め、認識を共有するために、会員生協の取り組みについて、コープながのの込山晴美理事と信州大学生協の中村誠一専務理事より報告がありました。

続いて、役員改選に伴い、理事会が開催され、副会長理事に風間広康氏(全労済長野県本部)が選出されました。新任

役員の中村誠一理事、今総会を持って退任されます熊崎達也氏(信州大学生協)よりそれぞれ挨拶がありました。

議長が本総会の閉会を宣言し、風間広康副会長理事が閉会の挨拶を行いました。

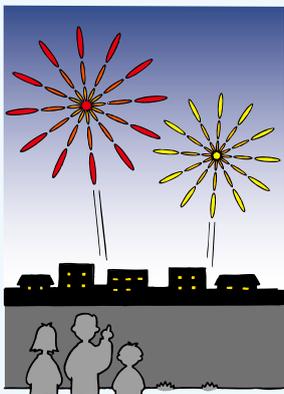
また、総会終了後には交流懇親会が開催され、日本生協連の山内寛様、長野県虹の会の大谷昌史様、長野県労働金庫の奥原一由様にご挨拶をいただき、ご出席をいただきました会員生協の皆様からは、生協概要や事業などについて報告をいただき、和やかに交流が行われました。

長野県生活協同組合 連合会からのお知らせ

県生協連は、消費生活協同組合法に基づき、組合員が自ら出資し、自分達の手で運営し、自分達のよりよい暮らしを実現するためにさまざまな事業や活動を行う組織です。

長野県内の生協が集まって、1948年(昭和23年)1月12日に設立されました。

現在、県内で活動する地域(2)、職域(5)、医療(3)、大学(6)、共済他(4)それぞれの分野の20生協(下記参照)と1つの賛助会員で構成され、会員生協の組合員活動を中心とする活動や、事業基盤の安定強化をはかることを目的に、長野県の関係部局とも連携をはかりつつ、さまざまな活動を行っています。



とりわけ、2013年度は、2011年から2013年の第11次中期計画の最終年度となっており、この3年間の総括と2014年から2016年の第12次中期計画の作成を進めます。

また、重点課題として、2012国際協同組合年(IYC)の取り組みの継承、被災地の支援活動、会員生協への支援と交流連帯の促進、行政との関係強化を進めるとともに、会員生協に役立ち、生協の社会的ポジションを高めるよう努めてまいります。

■会員生協

- 地域生協
 - ①生活協同組合コープながの
 - ②生活クラブ生活協同組合長野
- 職域生協
 - ①長野県庁生活協同組合
 - ②長野県高等学校生活協同組合
 - ③長野日本無線生活協同組合
 - ④双葉生活協同組合
 - ⑤セイコーエプソン生活協同組合
- 医療生協
 - ①長野医療生活協同組合
 - ②東信医療生活協同組合
 - ③上伊那医療生活協同組合
- 大学生協
 - ①信州大学生生活協同組合
 - ②長野県短期大学生生活協同組合
 - ③長野大学生生活協同組合
 - ④長野県看護大学生生活協同組合
 - ⑤松本大学生生活協同組合
 - ⑥清泉女学院生活協同組合
- 共済生協 他
 - ①全労済長野県本部

■賛助会員

- (長野県労働者共済生活協同組合)
 - ②長野県高齢者生活協同組合
 - ③更埴美容生活協同組合
 - ④長野県労働者住宅生活協同組合
- 長野県労働金庫



県生協連第62回通常総会の様子

長野県住宅生協

第32回通常総会開催

長野県住宅生協は、6月28日に長野市県庁労働会館に於いて第32回通常総会を開催しました。総会には代議員、来賓、役員合わせて89名が出席しました。

総会は、宮本理事の開会挨拶の後、議長に自治労の米山憲一氏を選出し、議事が進められました。

冒頭、中山理事長から、ご参集いただいた県当局並びに、労働団体、福祉事業団体等関係諸団体、協力会、各位に対して謝意を表しました。

昨年末発足の新政権は、デフレからの早期脱却をめざし、日銀による物価安定目標の達成に向けた異次元金融緩和や諸経済対策を講じ、円高是正や株価の回復が図られ、景況感は改善しつつあります。さらに来年4月には、消費税増税が予定され、その前の住宅関連の駆け込み需要も予想されます。

このような情勢の中、住宅生協については、平成27年度の黒字化を目指し積極展開していくことの決意を表明しました。

議案は、池内常勤理事より事業報告・決算報告がされ、承認されました。続いて、年度活動方針、流動性の高い土地の分譲、リフォーム事業の推進・助成制度の継続及び住宅診断の実施について、また、事業の一層の強化・推進



住宅生協第32回通常総会の様子

のための人的強化およびホームページの全面リニューアル等について、鈴木副理事長より提案され、予算案とともに承認されました。

又、今期は、役員改選期ではありませんが、労金からの出向者である、浅田道憲氏が常務理事として補充選任されました。現在、新役員を含む新体制で、総会で承認された事項に沿って、事業を進めていますので、ご理解ご協力をお願い致します。

長野県住宅生協よりお知らせ

求められます。土地・中古住宅情報

買取り価格の査定をして欲しい

中古住宅を売りたい

土地を売りたい

相続対策

土地資産活用

税効果高め資産売却

長野県下全域に1,700戸を超える優良宅地「レインボータウン」を分譲しました。まずは信頼の住宅生協にご相談ください。

長野県労働者住宅生活協同組合

〒200-0033 長野市南千代2-2-1 TEL.026-234-0283 FAX.026-234-0284

〒200-0841 松本市南1-7-2 TEL.0263-88-5061 FAX.0263-88-5062

http://www.jusai.jp

住宅生協では、優良住宅用地を求めています。遊休土地や、うまく使われていない不動産を有効活用しませんか？

また、転動や相続等で田んぼや畑、不動産などを手放したい等、お気軽にご相談ください。秘密厳守いたします。

将来避けて通れない相続時の相続税、或いは相続人へ平穏な資産の継承までお考えでしたら、税理士や会計士あるいは弁護士に相談されるのも良いでしょう。

土地は固定資産税が掛かり、相続時には相続評価の対象となる負の資産であり、維持管理等目に見えない費用も掛かるものです。

バランスの良い資産形成の為、或いは活用したくとも活用できない土地は、売却することもひとつの土地活用です。

売却しようとする場合、買い手が付

かったり、古屋付きで解体費用が必要な場合は、その分評価は下がりますが、道路や周辺環境も影響してきます。皆様方の抱える問題点を総合的に判断し、可能性を最大限生かす最良の方法を当生協の協力会メンバーと共に真剣にお心えさせていただきます。

い 始 め て 売 り 買 が 成 立 す る わ け で す が、 売 主 と す れ ば 1 円 で も 高 く 売 り た い と 思 う の は 誰 も が 思 う 事 で す。 し か し、 埋 め 立 て 等 造 成 費 用 が 多 く か

土地の有効活用は目的別に、将来を見据えてどこに重点を置くかを はっきりさせる事をお勧めします。

- ① 相続税対策
- ② 固定資産税評価を下げる
- ③ 安定した収入を得る
- ④ 未利用土地の有効活用
- ⑤ 資産の組み換え
- ⑥ いつでも現金化できるようにしたい
- ⑦ 土地の権利関係を整理し活用したい

長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会

第25回総会開催される

2013年5月22日(水) 松本勤労者福祉センターにおいて、県下29地区の勤労者互助会・共済会の代表者ならびに役員61名の参加で長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会第25回総会が開かれました。

冒頭、濱村圭一会長(長野県商工労働部労働雇用課長)から「勤労者を取り巻く環境はきびしいものがありますが、中小企業に働く勤労者の福祉向上に寄与するため互助会連絡協議会は原点を見つめなおすと同時に、会員の拡大、構成する諸団体とも連携し活動を進めていきたいと思います」と力強い挨拶がありました。

つづいて議案審議に移り、平成24年度活動報告、平成25年度活動方針が審議され、自立化、関係諸団体との連携について、広報活動の強化についてなどの一年間の方針が満場一致決定されました。

総会終了後、研修会が開催されました。研修会のパートIでは、東御市勤労者互会事務局の兼子彩香さんより事業内容の紹介、会員拡大にむけては直接足を運んでの面接による事業説明を行い会員の拡大に繋げていること。今後の課題では事業のマンネリ化防止、会員向けの活動内容の周知、共済給付申請

手引きの作成を行うなど、きめ細かな活動の報告がされました。

研修会のパートIIでは、飯田勤労者共済会事務局長(産業振興支援課長)篠田喜代志さんから、広域化と今後の課題についてのテーマで報告がされました。この地域では飯田・下伊那郡の全町村(1市3町10村)で構成され、スケールメリットを生かして活動を展開している。しかしデメリットとしては、きめ細かな事業展開が難しいこと、事業を行うに当たり、会場等が事務局のある市に集中することで、郡部からの参加がしにくいこと、など課題についても指摘されました。総会は先進互助会の報告を全体で確認しあ

い、向こう一年間の活動の発展を期し、全日程を終了しました。



挨拶をする濱村会長

全労済長野県本部より

安心して生きていく。自分も、家族も。

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

キッズタイプ

キッズワイドタイプ



保障のことなら 全労済

責任品質。全国労働者共済生活協同組合連合会 全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

(注) 毎年6月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお返ししています。また割り戻し金は、毎年決算の6月末時点で有効契約がある方にお返しします。

キッズタイプ
・ご加入いただける方
満0歳～満14歳の健康な方(最高満18歳の契約満了日まで保障)
・月々の掛金 900円
2011年度割り戻し金(注) 140円/月(掛金の約15.5%)

キッズワイドタイプ
・ご加入いただける方
満0歳～満14歳の健康な方(最高満18歳の契約満了日まで保障)
・月々の掛金 1,600円
2011年度割り戻し金(注) 250円/月(掛金の約15.6%)

Table with 3 columns: 保障内容, キッズタイプ, キッズワイドタイプ. Rows include: 第三者に対する損害賠償(国内のみ), 入院したとき, 入院中に手術をしたとき, 長期入院したとき, 通院したとき, 骨折・腫瘍の診断・開腹の取扱い, 扶養者である契約者の死亡・重傷障害, 死亡・重傷の障がいが残ったとき, 重傷の障がいにより上記の共済金が支払われる場合でも6ヶ月間生存するとき, 身体に障がいが残ったとき.

今年度は子供世代の加入促進としてキッズタイプの告知を各メディア・協力団体を通じておこないます。掛金900円で様々な保障のキッズタイプをご検討いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

今年度全労済はこくみん共済を発売して30周年となります。広く皆様にご利用いただいておりますことを改めまして御礼申し上げます。

- ※1 「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)を指し、全労済の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、障がい固定したときの契約内容にもついた保障となります。
※2 発病日が発効日(増額日は更新日。以下同じです)前であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院とみなします。
※3 手術共済金は、入院共済金が支払われる契約期間中に全労済所定の手術を受けた場合が対象です。なお、発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に入院を開始し、手術を受けた場合は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする手術とみなします。なお、全労済所定の手術については、ホームページでご確認いただくか、最寄りの全労済までお問い合わせください。
※4 通院は、事故の日からその日を含めて180日以内実際に通院した日数が対象です。
※5 契約期間で1回のお支払いです。また、同一の事故に対する支払いは1回限りです。
※6 発効日以後の傷害または病気を原因として重度障がい状態となったときに全労済所定の要介護状態で、かつ6ヵ月以上生存したときが対象です。
※7 交通事故以外の不慮の事故が対象です。

こくみん共済
キッズタイプ
のご案内

くらし・なんでも相談

シリーズ No.45



山口 正人 特定
社会保険労務士

定年以降も同じ職場で勤務したいのですが・・・



【事例①】 もうすぐ定年を迎える男性からの質問

半年後に60歳定年を迎える者です。今年から厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、すぐに年金がもらえなくなったと聞きました。年金収入がないのに、このまま定年で退職する訳にもいきません。勤務先からの話によれば、定年後も65歳まで継続して勤務できる制度があるとのこと。そこで、次の3点について質問があります。

- ① 定年後の賃金と労働条件は現状保障されるものなのでしょうか？
- ② 60歳から厚生年金を繰り上げてもらうことはできませんか？
- ③ 定年制度そのものについて疑問に思っています。年齢差別ではありませんか？

【回答】

① 65歳までの雇用が義務付けられているが同一労働条件まで求めているない

高齢者雇用安定法では、定年を65歳未満に定めている事業主に対して次のどれかの雇用確保措置を講じなければならぬと規定しています。

- ・ 65歳以上の定年引き上げ
- ・ 65歳以上までの継続雇用制度導入
- ・ 定年制の廃止

このうち、継続雇用制度については、平成28年3月31日までは61歳以上を対象とした雇用基準を労使協定で締結し人選することができ、現在は61歳までは希望者全員雇用することを義務付けており、段階的に65歳まで引き上げられることが決まっています。

継続雇用制度は、単に継続雇用するためのルールを敷いているに過ぎないのであって、あくまで賃金等の労働条件は労使双方の合意によって成り立つものとしています。つまり、定年前の労働条件と同じにしなればならない決まりはどこにもありません。提示された新しい労働条件に不服ならば労働契約不成立となり、継続雇用というルールから降りて退職するしかないのです。

実際には、高齢者の求人が厳しい状況から、多少不利な労働条件であっても、雇用保険の高齢給付受給と低下した賃金額を受け入れ（在職年金は段階的に支給）、慣れ親しんだ職場にそのまま勤務する人が多く見られます。

ただし、過去において、このような年齢に

よる賃金カットや役職定年制を不服として訴訟に至ったケースも多くあります。代表的な二つの判例（みちのく銀行事件、第四銀行事件）をみて明らかのように、その程度や状況によって労働条件の不利益変更となるか判断が対立しています（紙面の都合上詳細は省略します）。

② 厚生年金の繰り上げ受給は慎重に

今年の4月から、厚生年金の支給開始年齢は昭和28年4月2日から30年4月1日生まれの男性を対象に61歳となり、その後、生年月日によって段階的に65歳まで引き上げられます。将来、年金受給できない期間が60歳以降最長5年間となること確定しています。

ところで、年金受給できない期間、失業や病気などで働くことができなければ、完全に無収入となり生活に窮する事態となってしまう。そこで、無収入となる期間を救済するために、厚生年金を60歳から繰上げて請求できる制度ができました。ただし、年金額は繰上げる年数によって1年につき6%の年金額が減額されます。これだけで済めばたいした減額ではないのですが、厚生年金の繰り上げ受給は、老齢基礎年金と一緒に決まりがあり、本来65歳から受け取れる老齢基礎年金額が最大30%減額されて60歳から支給されることとなります。この同時繰上げ減額については注意が必要です。

一旦減額された年金額は一元にはもどりません。また、繰上げ受給選択は後に断つて取消することはできませんから慎重に判断してください。

③ 定年制度は年齢差別か？

定年制度は、これまで終身雇用制がとられ

てきた日本の企業において長く採用されてきた歴史があります。採用から定年退職までひとつの企業で働き、定年を迎えて退職するというスタイルは昔前までは当たり前のことでした。しかし、近年は中途で転職することも珍しくなく、また派遣労働者や非正規労働者、有期契約労働者など多様な働き方が増加し、以前と労働環境が大きく変わってきています。こうしたことから、ご質問のように定年制そのものに疑問を持つ方も増えてきていることも事実です。しかし、これまでの日本の雇用社会で前述のとおり定着してきた定年制度を、いきなり年齢差別と認めることができるでしょうか。そもそも年齢を重ねることはすべての人間に等しい現象であって、それを差別要因とするならば、年齢に伴って賃金が上昇する年功型賃金制度は、若年者に対する差別となってしまう。また、定年制度は企業にとつて、若年労働者の雇用や昇進の機会を開く一面もあり、合理性があることも見逃せません。さらに、定年制度を年齢差別として禁止すれば、年齢を問わずに労働者の実力を主体として雇用維持の判断をする事となり、実力が伴わなければ即時解雇となることも想定され、労働契約法16条の解雇規制と相反してしまいます。

このように、相対的に考えると、一概に定年制度を年齢差別と決めつけることはできないと思います。

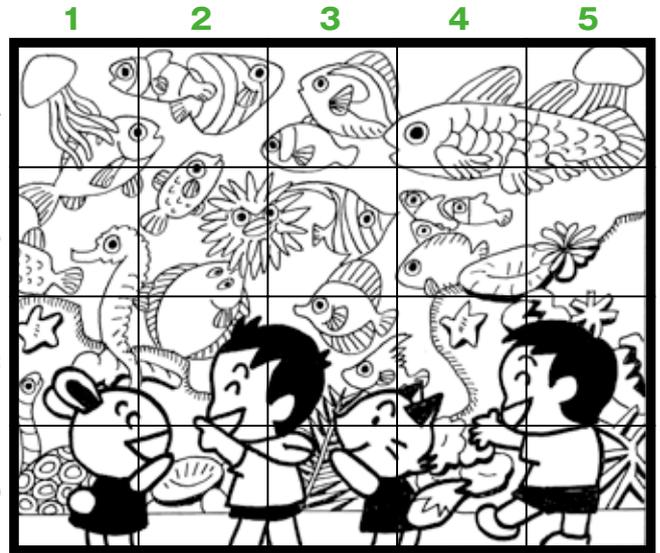
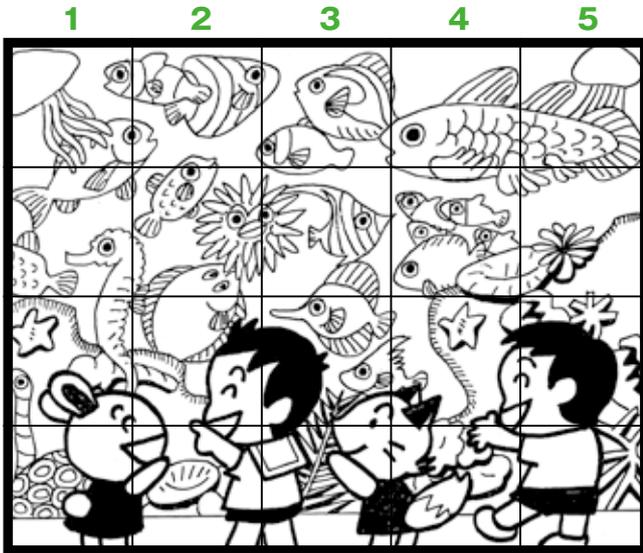
毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

くらし・なんでも相談センター
0120-399-6029

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- クイズの答え(8つ)
 - 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
 - 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。
 - 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(一、〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り7月31日

★その1
長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。

★その2
FAX番号
026(2)326672

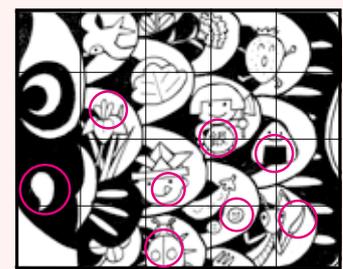
★その3
官製はがき
(宛先は表紙にあります。)いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。

機関紙「労福協」まちがいさがし

ご応募はこちらから

<http://www.lsc-nagano.or.jp/>

プレゼントの応募方法



前回の正解は

- 当選者(5名・敬称略)
- 福島 礼史(長野市)
 - 須田 稔勝(佐久穂町)
 - 久保田美佐江(諏訪市)
 - 吉澤 和子(茅野市)
 - 山崎 泰志(安曇野市)

絆

きずな

試合でちっとも点数を入れられないから、自分たちで点数を入れられやすくなるように有利にルールを改正してしまおうという姑息な魂胆というもの。憲法96条の発議要件の緩和を主張する安倍首相をはじめとする改憲派のやり方への憲法学者たちの痛烈な批判である。また、元自民党の大物古賀誠氏や野中広務氏も同じ視点で批判をされているようでありませぬ。

自分たちが憲法9条を改正したいのだが、簡単に出来そうもないから改正要件を緩和するなんて、本末転倒という言葉がぴったりはまる。いささか国民をバカにした行為ではないかと憂えるものです。

憲法前文の平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してとの一文はまさに、民族や国家、文化や宗教の違いを認めつつ、全ての人類に共通するきずなの精神と思うものであります。

時を同じくして政党のリーダーが従軍慰安婦容認的な発言、侵略戦争をめぐる歴史認識といい、なんとも言い難いさびしい思いをするところです。しかし一方で、このような発言を称賛する方々も存在する。今日のアジア情勢も絡んでいるのだから、武力での解決は、悲惨な結果、結末になるのは歴史の教えるところではあります。人類の平和共存に向けて、発信を続けなければなりません。

(今)

